

輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備委託事業（サポート事業）

平成 30 年度も継続実施（平成 29 年度の実施概要と 30 年度の提案内容）

平成 30 年 3 月 16 日（金）農林水産省において開札が行われ、当協会が 30 年度のサポート事業を落札した。今後、委託契約等を取り交わすこととなるが、本稿では平成 29 年度の事業概要と 30 年度事業の提案内容について解説します。

〔29 年度の概要〕

専門家リストの整備：本事業の活動主体となる専門家は、①植物検疫、②病害虫防除・栽培管理、③農薬の適正使用等の分野に精通した者を対象に募集した結果、138 名（植物検疫 47 名、農薬の適正使用 80 名、病害虫防除・栽培管理 8 名、その他 3 名）の方を登録し、専門家リストを整備した。

相談窓口の設置：輸出に取り組む産地や流通事業者などから電話や FAX 等で問い合わせができるよう、全国 10 ブロック（北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州及び沖縄）の 16 か所に相談窓口を設置するとともに、ホームページやリーフレット（22,700 枚）等により広報した結果、多くの問い合わせや相談が寄せられた。

輸出産地等の現状把握：寄せられた相談や問い合わせから、相談者が抱える課題等について聞き取りカルテを作成した。作成したカルテは 153 件で、相談内容を見ると植物検疫条件等に関するものが最も多く、輸出相手国の残留農薬基準や木材の消毒に関する問い合わせも寄せられた。輸出先国を見るとアジア諸国（特に台湾）が最も多く（約 6 割）、輸出品目では生果実や野菜、木材、盆栽等の相談があった。また、地方自治体や団体等からはセミナーなどの講演依頼（7 件）も寄せられた。

技術的サポートの実施：作成したカルテ（153 件）のうち、81 件の相談に対し延べ 181 名の専門家が現地へ赴き、技術的サポートを行った。具体的な相談内容と対応状況は次のとおり。①国内消費が低迷する中、将来を見越して生果実を輸出したい。海外では何が問題か知りたい。これに対し、輸出先国の植物検疫条件や残留農薬対策等を説明。②これまでも生果実を輸出してきたが、輸出先国を増やしていきたい。輸出可能な相手国とその規制内容を知りたい。これに対し、植物検疫の専門家が輸出先国の規制に関する資料を作成し、産地へ赴き説明。また、二国間合意に基づく手続についてアドバイス。③木材の輸出検査で病害虫が付着していたため不合格となった。この木材をどうしても輸出したいので、アドバイスして欲しい。これに対し、植物検疫の専門家が産地へ出向き、木材の選別方法を指導。選別後、良材について輸出検査を受け、無事に合格し輸出できた。④農産物輸出に関するセミナーを開催するので、専門家の方に輸出植物検疫や相手国の規制について、出席者（生産者、輸出関係者等）に講演して欲しい。これに対し、専門家が検疫条件や要求内容をクリアするための手続等を解説した。

成果と課題：29 年度の事業では、農林水産省と委託契約（4 月 3 日付け）を結んだ後、諸手続を経て 6 月 1 日に専門家登録、相談窓口の設置などを行うとともに、リーフレットを作成して関係機関に配布するなど広報に努めたところ、徐々に相談が増加した。また、輸出相手国の植物検疫制度（検疫条件）については、常に最新の情報を入手し、相談者に対応することが求められた。これには農林水産省（植物防疫所）との連携が不可欠と実感された。

〔30 年度の提案〕

平成 30 年 3 月 16 日（金）農林水産省において開札が行われ、当協会が 30 年度のサポート事業を受託したことから、30 年度は専門家の増員（200 名程度）、相談窓口の増設（16 + α ）、ホームページ活用等によ

る広報の強化、サポート事例集の作成及び技術資料集の作成等を実施する予定。特に、輸出産地の現地把握や専門家による技術的サポートについては、複数名の専門家チームにより対応するなど手厚いサポートを推進するとともに、30 年度は 4 月上旬から活動ができるよう諸手続を進めることとしている。

**第 13 回国際植物防疫条約総会に向けた植物検疫措置に関する****国際基準案についての説明会**

平成 30 年 2 月 20 日、農林水産省消費・安全局会議室において標記説明会が開催され、本年 4 月 16 日から 20 日までローマで開催される総会（CPM13）で採択に諮られる予定の ISPM（植物検疫措置に関する国際基準）案と同総会で報告・検討される主な議題について農水省担当官からの説明と意見交換が行われました。それらの概要は次のとおり。

1 CPM13 で採択予定の ISPM 案

ISPM5「植物検疫用語集」の改正：ISPM で新たに使用される用語の追加、既存の用語に新たな概念の追加、ISPM 内での使用方法を正確に定義・反映させるための修正、国により用途が異なるため国際的な調和や合意が困難な用語の削除を目的に作業が進められ、exclusion (of a pest)（有害動植物の）排除が追加予定。一方、kiln-drying（キルンドライ）及び pre-clearance（プレクリアランス）の二語が削除予定。

ISPM6「サーベイランス」の改正：現行の基準は、1997 年に策定されて以降長期間が経過し、最新の知見が反映されていないことや加盟国により解釈に迷う記載があることから作業が行われ、①病害虫記録、②分析と報告、③透明性等の項目が追加される内容となる見込み。今後、二国間での検疫条件も本基準を踏まえた内容となることが求められる見込み。

ISPM15「国際貿易における木材こん包材の規制」付属書の改正：誘電加熱処理（DH）の改正とフッ化スルフルルくん蒸処理（SF）基準が盛り込まれる見込み。

植物検疫措置としての温度処理の使用の要件：加盟国が規制有害動植物及び規制品目を対象とした植物検疫措置としての温度処理を適切に運用できるようにする

ため作業が行われ、処理のタイプ、温度及び湿度の較正、モニタリング及び記録及び処理施設の適切なシステム等の改正が行われる予定。

ISPM28「規制有害動植物に対する植物検疫処理」付属書（ミカンコミバエに対するパイアの蒸熱処理）の制定：新たな処理基準が設けられる見込み。

2 CPM13 で報告・検討される主な議題

海上コンテナ：昨年 4 月の総会（CPM12）で、CPM 勧告を補完するアクションプランが承認され、その活動を監督するタスクフォースが設置された。これを受け、昨年 11 月に第 1 回海上コンテナタスクフォース会合が開催され、委託事項の確認、（向こう）5 年間のアクションプラン、作業計画等について議論されるとともに、業界及び植物検疫当局を通じたコンテナの現状（病害虫の有無）を調査することが決定された。次回会合は 2018 年秋、深圳（中国）で開催予定。参加者から日本国内での害虫調査について質問があり、当局から日本では実施していない旨の説明があった。

電子植物検疫証明書（e-Phyto）：2017 年 10 月から IPPC 事務局が実施主体となり、STDF（規格及び通商開発機構）の資金提供を受け、ハブシステムを利用した試験運用が開始された。これには、オランダ、米国、豪州、NZ、韓国、中国など 13 カ国が参加。この試験運用は 2018 年第 2 四半期に終了し、第 3 四半期に評価が実施される見込み。今後、ハブシステムを本格的に運用する際には、費用負担等の検討が必要となる見込み。

電子商取引 (e-Commerce)：電子商取引される多くの製品に係る病害虫リスクについて検討がされている。

国際植物衛生年 (仮称) (International Year of Plant Health (IYPH2020))：2017 年の FAO 理事会で採択され、2018 年 10 月に国連総会での採択を目指している。具体的な活動内容は現在検討中。

品目基準：近年、安全な国際貿易を円滑化させることを目的として、品目別の I S P M が複数制定されている (種子、木材、栽培用植物に関連する培養資材の国際移動等)。2017 年 11 月の基準委員会において、切り花及び穀類の I S P M 案を検討したところ、品目別の策定に関する指針を決める必要があると判断されたため、C P M 1 3 に提案され、加盟国間で議論される予定。



平成 29 年度植物検疫全国研修会

各地の港で発見されたヒアリについて (講演要旨)

環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室 八元室長補佐

はじめに

南米原産のヒアリ (*Solenopsis invicta*) は攻撃性が強く、刺された場合体質によってはアナフィラキシー症状を起こす可能性があるなど、人体にとって危険な生物です。また、在来アリ類を駆除してしまうなど生態系への影響が懸念され、外来生物法に基づく「特定外来生物」に指定されています。

これまでの発見事例

国内では、平成 29 年 6 月に初めて発見され、同年 11 月までに 26 事例 12 都府県で確認されています (表)。いずれも、港湾地域のコンテナヤードの地面、コンテナの内部や外面、コンテナ積載荷物から見つかっています。コンテナの多くは中国 (特に南部) を出港したものです。これまで日本で確認された事例では、コンテナヤードの舗装の割れ目の土が見えているところや、コンテナの腐食した床板の中に営巣していることもありました。

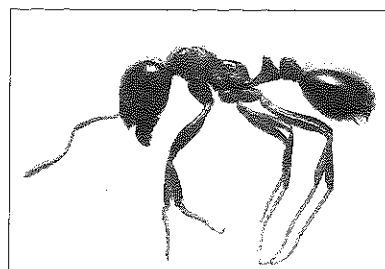
ヒアリの生態

ヒアリも含めアリは、ミツバチやスズメバチなどと同じ社会性昆虫です。その特徴は産卵をする少数の女王アリと幼虫の世話や餌集めなどを担当する多くの働きアリが分業して巣の中で暮らします。数が増えると塚を作ります。洪水の際にはお互いの体を組み合わせて筏を作り、他のアリやサナギや卵を乗せて陸地までたどり着くなど、生き残り戦略に長けた種と言えます。

ヒアリ防除の基本的な考え方

国内でヒアリの定着を許してしまうと、分布の拡大は止められず、根絶することは難しいと考えられます。ヒアリは今後も海外からあの物資の輸入に伴い日本に侵入してくることが予想されます。このため、定着阻止のためには関係者の取り組みが欠かせません。環境省では、1. 確認地点での防除 (確認個体の徹底的な駆除)・拡散防止対策 (2km 調査)、2. 水際防除対策 (ヒアリの生息国又は地域からの定期コンテナ航路を有する 68 港湾の調査)、3. 国民・関係機関等への情報提供・協力依頼などを行っています。

これまでのところ、コンテナヤードにおいてのみ地中に集団で生息しているものが見つかっていますが、定着 (継続的に生存可能な子孫をつくることに成功する過程のこと) は報告されておらず、海外の定着地域に見られるようなアリ塚は確認されていません。ヒアリへの対応は、日本に定着させないよう、早期に発見し根絶することが重要です。



ヒアリの形態

表 ヒアリ確認の経緯 2017 年 6 月以降、26 事例（12 都府県）の報告

番号	確認地点	確認日	確認状況	個体数	出港地
1	兵庫県尼崎市	6/9	事業者敷地内：コンテナ内	500以上	中国南沙港
2	兵庫県神戸市（ポートアイランド）	6/18	コンテナヤード：地面の舗装の割れ目	100以上	-
3	愛知県弥富市（名古屋港）	6/30	コンテナヤード：コンテナの外壁	7	中国南沙港
4	大阪府大阪市（大阪南港）	7/3	コンテナヤード：地面の舗装の割れ目	50	-
5	東京都品川区（東京港）	7/6	空コンテナヤード：コンテナ内	200以上	中国三山港
6	愛知県飛島村（名古屋港）・愛知県春日井市	7/10	コンテナヤード：コンテナ内・事業者敷地内	17程度	中国南沙港
7	神奈川県横浜（横浜港）	7/14	コンテナヤード：地面の舗装の割れ目	700以上	-
8	福岡県福岡市（博多港）	7/21	コンテナヤード：地面の舗装面の割れ目、コンテナ内	約300	中国南沙港
9	大分県中津市	7/24	事業者敷地内：コンテナ内	20程度	中国高欄港
10	福岡県福岡市博多区	7/27	事業者敷地内：コンテナ内	30程度	中国蛇口港
11	愛知県弥富市（名古屋港）	8/4	空コンテナヤード：コンテナ内	100程度	中国廈門港
12	岡山県倉敷市（水島港）	8/9	空コンテナヤード：地面の舗装面上	200以上	-
13	埼玉県狭山市	8/16	事業者敷地内：荷物	1	中国黄埔港
14	広島県広島市（広島港）	8/24	コンテナヤード：トラップ、その周辺の地面の舗装面上	131	-
15	静岡県静岡市（清水港）	8/27	コンテナヤード：トラップ、その周辺の地面の舗装の継ぎ目	600以上	-
16	愛知県名古屋市（名古屋港）	9/1	事業者敷地内：コンテナ内	約1000	中国天津港
17	神奈川県横浜（横浜港）	9/5	空コンテナヤード：コンテナ内	約60	ジブチ共和国・ジブチ港
18	福岡県北九州市（北九州港）	9/15	コンテナヤード：トラップ	7	-
19	岡山県笠岡市	9/18	事業者敷地内：荷物	1	中国・廈門港
20	愛知県弥富市（名古屋港）	10/2	コンテナヤード：緑地	2	-
21	神奈川県横浜（横浜港）	10/5	コンテナヤード：トラップ	2	-
22	京都府向日市	10/14	事業者敷地内：コンテナ内	約2000	中国・海口港
23	静岡県浜松市・愛知県弥富市	11/6	事業者敷地内：積荷・バンボール：空コンテナ内	約200	中国・中山港
24	広島県広島市（広島港）・広島県呉市	11/9	事業者敷地内：積荷・コンテナターミナル：空コンテナ内	73	中国・中山港
25	広島県呉市	11/22	事業者敷地内：積荷	1	中国・中山港
26	広島県広島市（広島港）・広島県呉市	11/22	コンテナターミナル：空コンテナ内・事業者敷地内：積荷	7	中国・中山港

第 18 回理事会の開催

平成 30 年 3 月 14 日（水）、ホテルラングウッド（荒川区）において理事 10 名、監事 2 名の出席を得て当協会の第 18 回理事会が開催され、平成 29 年度事業報告（見込み）及び決算報告（見込み）並びに平成 30 年度事業計画及び予算案が事務局から報告され、

提案どおり承認された。なお、当日、来賓として農林水産省消費・安全局植物防疫課島田課長及び横浜植物防疫所小野所長が出席し、植物防疫行政及び植物防疫を巡る最近の情勢について報告があった。

事務局便り

【今後の行事予定】

- 平成 30 年 5 月 9 日（水） 事業及び会計監査
- 平成 30 年 5 月中旬（予定） 第 19 回理事会（書面決議）
- 平成 30 年 6 月 12 日（火） 第 20 回理事会（ホテルラングウッド、14 時～）及び第 7 回定時社員総会（同、15 時～）